

主催：(社)仙台南法人会  
共催：日本政策金融公庫仙台支店  
後援：名取市・岩沼市・亶理山元各商工会

# 公的資金活用説明会&個別相談会

日本政策金融公庫では、「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、このたびの震災により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」等を通じてご融資の円滑、迅速かつきめ細かな対応を行っております。



法人会では、名取市商工会・岩沼市商工会・亶理山元商工会のご協力を頂き「公的資金活用説明会並びに個別相談会」を下記の通り開催することと致しました。是非お越しいただき活用していただきますようご案内申し上げます。

## 公的資金活用説明会

日時：平成 23 年 11 月 9 日(水)  
受付 午後 1 時 30 分  
開始 午後 2 時～3 時 30 分  
場所：竹駒神社参集殿(岩沼市稲荷町 1-1)  
内容：融資制度、ご利用の手続き等のご説明

## 個別相談会

開催日：第 1 回 平成 23 年 11 月 15 日(火)  
第 2 回 平成 23 年 12 月 5 日(月)  
時 間：各午前 10 時～午後 4 時まで  
場 所：社団法人仙台南法人会会議室  
内 容：個別の企業さまの融資に関する相談

申込み：説明会・相談会に参加をご希望の方は 11 月 2 日(水)までに、下記参加申込書の希望する口に☑印をお付けいただき、必要事項をご記入の上仙台南法人会(FAX022-246-4520)までお送り下さい。

## 公的資金活用説明会&個別相談会参加申込書

平成 23 年 月 日

|     |  |      |  |
|-----|--|------|--|
| 法人名 |  | 代表者名 |  |
| ご住所 |  | 電話番号 |  |

11/9(水)の活用説明会に参加します。

第 1 回 11/15(火)の個別相談会に参加します。

第 2 回 12/5(月)の個別相談会に参加します。

希望する時間帯に☑を入れて下さい。

10時～11時  11時～12時  13時～14時

14時～15時  15時～16時

※ 御相談時間につきましては、調整のうえ追ってご連絡致します。

お越しいただく際は、参考のため最近二期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む)試算表をご持参下さい。

※ ご記入頂いた個人情報等は、連絡の為に使用し、その他の目的の為に使用することはありません。

このたびの震災により被害を受けた中小企業等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」のお取扱いは平成 24 年 3 月 31 日までとなっております。

利率を最大 **1.4%(年利)** 引き下げます。

⇒引き下げ後の利率は **0.75%(年利)** ~ となります。

※ 利率の低減処置は被害証明書等の発行を受けられた方や一定の要件に該当する方が対象となります。

※ ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。(利率は平成 23 年 10 月 4 日現在)

※ ご相談の結果、ご相談者のご希望に添えないことがあります。

☆☆☆ 東日本大震災復興特別貸付の概要 ☆☆☆

|                                     |   |                          |                          |
|-------------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|
| ご利用いただける方                           | 震災直接被害関連 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けられた方   |                          |                          |
|                                     | 震災間接被害関連 上記の直接被害を受けられた方と取引のある方  |                          |                          |
| 資金のお使いみち                            | 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金   |                          |                          |
| ご 融 資 額                             | 各融資制度ごとのご融資限度額に6,000万円を加えた額   |                          |                          |
| ご 返 済 期 間                           | 設備資金  | 直接被害 20年以内<br><据置期間5年以内> | 間接被害 15年以内<br><据置期間3年以内> |
|                                     | 運転資金  | 直接被害 15年以内<br><据置期間5年以内> | 間接被害 15年以内<br><据置期間3年以内> |
| 利率(年利%) (注)<br>(平成 23 年 10 月 4 日現在) | 基準利率=2.15~3.25%<br>被害証明書等の発行を受けられた方や一定の要件に該当する場合は上記の利率から低減される措置があります。<br>(注) ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。 |                          |                          |

**お問い合わせ先**

|   |  |
|---|--|
| 日本政策金融公庫仙台支店<br>国民生活事業<br>仙台市青葉区中央 1-6-35<br>(東京建物仙台ビル9階)<br>TEL 022-222-5173<br>FAX 022-222-7492<br>担当 融資第四課 鈴木・千田 | 社団法人仙台南法人会<br>仙台市太白区大野田 2-1-48<br>(レジデンス王ノ壇 202)<br>TEL 022-246-3614<br>FAX 022-246-4520<br>E-mail info@minamiho.com |
|---|--|

# 東日本大震災により被害を受けられた中小企業等のみなさまへ

日本政策金融公庫では、このたびの東日本大震災により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」を取り扱っております。

|                      | 震災直接被害関連  | 震災間接被害関連  | 震災セーフティネット関連  |
|----------------------|---|---|---|
| ご利用いただける方            | 直接被害を受けられた方<br>次のいずれかに該当する方<br>① 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けられた方<br>② 原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する方                            | 間接被害を受けられた方<br>左記の直接被害を受けられた方と取引のある方  | その他震災による被害を受けられた方<br>風評被害、計画停電等東日本大震災の影響により売上等が減少し、資金繰りに支障を来していることまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方等 |
| 資金のお使いみち             | 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金   |   | 企業維持上緊急に必要なとなる設備資金および経営基盤の強化を図るために必要な運転資金<br>※生活衛生セーフティネット貸付は運転資金のみ   |
| ご融資限度額               | 各融資制度ごとのご融資限度額に6,000万円を加えた額   |   | 一般貸付とは別枠で4,800万円<br>※生活衛生セーフティネット貸付は5,700万円   |
| ご返済期間<br>(据置期間) (注1) | 設備資金：20年（5年）<br>運転資金：15年（5年）  | 設備資金：15年（3年）<br>運転資金：15年（3年）  | 設備資金：15年（3年）<br>運転資金：8年（3年）   |
| 利率<br>(年利%)<br>(注1)  | ① 被害証明書等の発行を受けられた方<br>【当初3年間】<br><3,000万円まで><br>基準利率－1.4%<br><3,000万円超><br>基準利率－0.5%<br>【4年目以降】<br>基準利率－0.5%<br>② 上記以外の方<br>基準利率＝2.15～3.25% | ① 被害証明書等の発行を受けられた方<br>【当初3年間】<br><3,000万円まで><br>基準利率－0.9%<br><3,000万円超><br>基準利率<br>【4年目以降】<br>基準利率＝2.15～2.95%<br><br>ただし、一定の要件に該当する場合は、上記利率から最大0.5%が低減されます。(注2)<br><br>② 上記以外の方<br>基準利率 | 基準利率＝2.15～2.95%<br>ただし、一定の要件に該当する場合は次の利率が低減されます。(注2)<br>基準利率－0.2%（特別利率G）<br>基準利率－0.3%（特別利率N）<br>基準利率－0.5%（特別利率R）    |

- (注1) 適用する融資制度に定める融資条件が、本制度に掲げる条件より有利である場合は、当該融資条件を適用します。  
 (注2) 次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減されます。  
 1 雇用の維持又は拡大を図る場合は、0.2%利率を低減  
 2 次のいずれかに該当する場合は、0.3%利率を低減  
 ① 最近3ヵ月における売上高等が前年同期に比し5%以上減少している場合  
 ② 最近1ヵ月における売上高等が前年同月に比し20%以上減少しており、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合  
 3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合は、0.5%利率を低減  
 (※) 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。  
 (※) ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。利率は平成23年10月4日現在のものです。  
 (※) 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

〈お問い合わせ先〉

相談態勢（事業資金相談ダイヤル）

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 相談時間 | 平日                             |
|      | 9時から19時                        |
| 連絡先  | TEL 0120-154-505               |
|      | (*) 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。 |

日本政策金融公庫 仙台支店  
 国民生活事業  
 TEL 022-222-5173  
 担当 融資第四課 鈴木、千田